

杉並区産業振興センター

会計年度任用職員(一般)【融資業務担当】

募集案内

令和6年5月15日
杉並区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

| 採用区分 | | 勤務態様 | 採用予定数 | 勤務場所 |
|------------------|----|-------------------|-------|----------|
| 会計年度任用職員 (一般) | 事務 | 月16日/ 1日7時間45分 | 1名 | 産業振興センター |

(2) 仕事内容

主に、杉並区中小企業資金融資あっせんに関する仕事に従事します。同融資に関する申請書の審査・点検や電話の問い合わせ対応などの事務処理になります。

また、他の業務の事務補助として、パソコンによるデータ入力や点検等の作業も行います。

産業振興センターの会計年度任用職員として採用されますので、勤務場所は杉並区役所本庁舎ではなく、申込書送付先(杉並区上荻一丁目2-1 Daiwa 荻窪タワー2階)になります。

(3) 任用期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

(再度の任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとに5回までとします。)

(4) 応募資格

① 次のすべての要件に該当する方

- 1 金融機関等において、融資業務を3年以上経験している方
- 2 パソコン(Word、Excel)が普通に使える方
例: パソコン(Word、Excel、メール等)を業務で使用してきた方
- 3 高校卒業程度の学力を有する方

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

| 申込方法 | 申 込 期 限 | 送付先・申込場所 |
|-------------------|---|--|
| 郵 送 または 持 参 | 令和6年5月31日（金）まで（必着） (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで) | 〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2階 杉並区産業振興センター 就労・経営支援係 宛 |

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【融資業務担当】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

| | | |
|------|---|---|
| 方 法 | 書類選考 | 所定の申込書により書類選考を行います。 ※申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。 |
| 合格発表 | 合格にかかわらず、 令和6年6月11日（火）まで に第一次選考受験者に結果通知を発送します。 | |

【4】 第二次選考

| | | |
|---------------|---|------------------------------------|
| 日時・場所 (予定) | ○ 令和6年6月17日（月）～21日（金）のいずれか1日 (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○杉並区産業振興センター | |
| 方 法 | 面 接 | 会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。 |
| 合格発表 | 令和6年6月末頃予定 （詳細は、第二次選考当日にご説明します。） | |

【5】 報酬・手当

月額 195,936円（令和6年4月1日現在）

【地域手当に相当する報酬を含みます】

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 交通費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末・勤勉手当を支給します。

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月16日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です。（休憩時間は別途60分）
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えて勤務していただくことがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年13日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設される地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区産業振興センター 就労・経営支援係

〒167-0043

東京都杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階

TEL：03-5347-9077（直通）